（記載上の注意）
［１～４　略］
［削る。］

５　［略］
〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕
［表略］
（記載上の注意）
［１～３　略］
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［略］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				

（記載上の注意）
［１～４　同左］
５　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（％）（経過措置ベース）」は、平成28年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。
６　［同左］
〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕
［同左］
（記載上の注意）
［１～３　同左］
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［同左］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				